

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年4月1日
(第40期)	至	2021年3月31日

株式会社シダー

福岡県北九州市小倉北区大島1丁目7番19号

(E05478)

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	10
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	14
4. 経営上の重要な契約等	18
5. 研究開発活動	18
第3 設備の状況	19
1. 設備投資等の概要	19
2. 主要な設備の状況	19
3. 設備の新設、除却等の計画	21
第4 提出会社の状況	22
1. 株式等の状況	22
(1) 株式の総数等	22
(2) 新株予約権等の状況	22
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	22
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	22
(5) 所有者別状況	22
(6) 大株主の状況	23
(7) 議決権の状況	23
(8) 役員・従業員株式所有精度の内容	24
2. 自己株式の取得等の状況	25
3. 配当政策	25
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	26
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	26
(2) 役員の状況	29
(3) 監査の状況	32
(4) 役員の報酬等	34
(5) 株式の保有状況	34
第5 経理の状況	35
1. 連結財務諸表等	36
(1) 連結財務諸表	36
(2) その他	65
2. 財務諸表等	66
(1) 財務諸表	66
(2) 主な資産及び負債の内容	76
(3) その他	76
第6 提出会社の株式事務の概要	77
第7 提出会社の参考情報	78
1. 提出会社の親会社等の情報	78
2. その他の参考情報	78
第二部 提出会社の保証会社等の情報	79

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2021年6月24日
【事業年度】	第40期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社シダー
【英訳名】	CEDAR. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 座小田 孝安
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区大島1丁目7番19号
【電話番号】	093-513-7855（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 下屋敷 寛
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉北区大島1丁目7番19号
【電話番号】	093-513-7855（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 下屋敷 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	12,733	13,861	14,258	15,132	15,613
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△136	250	218	257	674
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	△137	224	16	209	387
包括利益 (百万円)	△139	219	15	210	390
純資産額 (百万円)	888	1,110	1,080	1,268	1,610
総資産額 (百万円)	18,043	18,035	18,316	18,181	19,559
1株当たり純資産額 (円)	77.42	96.81	94.16	110.50	140.23
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失 (△) (円)	△12.02	19.52	1.43	18.28	33.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	4.9	6.2	5.9	7.0	8.2
自己資本利益率 (%)	△14.4	22.4	1.5	17.9	26.9
株価収益率 (倍)	—	18.5	139.1	9.1	9.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	604	1,177	886	749	1,137
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,133	△450	△404	△95	△2,064
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	451	△544	△533	△594	881
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	680	863	811	870	825
従業員数 (人)	1,020	1,057	1,160	1,245	1,299
(外、平均臨時雇用者数)	(789)	(837)	(884)	(932)	(938)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第37期、第38期、第39期及び第40期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第36期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第36期連結会計年度の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は平均人員を() 外数で記載しております。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第38期の期首から適用しており、第37期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (百万円)	12,134	13,245	13,620	14,204	14,408
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△134	210	225	316	605
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△132	198	30	265	350
資本金 (百万円)	432	432	432	432	432
発行済株式総数 (株)	11,476,000	11,476,000	11,476,000	11,476,000	11,476,000
純資産額 (百万円)	865	1,064	1,048	1,290	1,595
総資産額 (百万円)	17,345	17,335	16,823	16,337	15,783
1株当たり純資産額 (円)	75.43	92.73	91.34	112.49	139.03
1株当たり配当額 (円)	—	4.00	2.00	4.00	6.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△11.58	17.29	2.62	23.14	30.54
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	5.0	6.1	6.2	7.9	10.1
自己資本利益率 (%)	△14.3	20.6	2.8	22.7	24.3
株価収益率 (倍)	—	20.9	76.1	7.2	10.6
配当性向 (%)	—	23.1	76.4	17.3	19.6
従業員数 (人)	973	1,000	1,084	1,155	1,185
(外、平均臨時雇用者数)	(744)	(760)	(758)	(756)	(712)
株主総利回り (%)	101.7	157.3	88.4	76.3	147.0
(比較指標: TOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	455	482	389	247	424
最低株価 (円)	173	210	168	137	161

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第37期、第38期、第39期及び第40期事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第36期事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第36期事業年度の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第36期事業年度の配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は平均人員を()外数で記載しております。

6 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

7 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第38期の期首から適用しており、第37期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社は、医療法人財団池友会（本部：福岡県北九州市小倉北区、理事長：蒲池真澄、以下「池友会」という。）傘下の病院にリハビリ職員として勤務しておりました山崎嘉忠（現・当社代表取締役会長）、座小田孝安（現・当社代表取締役社長）が中心となり2000年10月に事業を開始いたしました。事業開始に当たっては、池友会理事の蒲池真澄が100%所有していた休眠会社株式会社福岡メディカル販売（1981年4月に大阪府大阪市に株式会社新鉦産業として設立。1993年4月に株式会社福岡メディカル販売に商号を変更、本店を福岡県福岡市に移転。）を運営会社として利用することとし、同社の商号を株式会社シダーに、本店を福岡県北九州市小倉北区にそれぞれ変更いたしました。その後、2001年1月に池友会の職員168名が当社に移籍しております。

株式会社シダーとして介護サービス事業を開始して以降の経緯は、次のとおりです。

年月	概要
2000年10月	介護事業への参入を企図して、株式会社福岡メディカル販売から株式会社シダーに商号変更し、本店を福岡県北九州市小倉北区大島一丁目7番19号に移転
2001年1月	福岡県及び山口県にて通所介護（デイサービス）事業、訪問看護（訪問看護・訪問リハビリ）事業、訪問介護（ホームヘルプサービス）事業、居宅介護支援（ケアプラン作成サービス）事業を開始
2001年12月	千葉県八千代市に「八千代デイサービスセンター」を開設（関東地区第一号施設）
2004年8月	滋賀県八日市（現 東近江市）に「建部デイサービスセンター」を開設（東海地区第一号施設）
2004年11月	福岡県北九州市にて認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業を開始
2005年3月	株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年9月	特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）事業を開始 千葉県千葉市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ あすみが丘」を開設（関東地区第一号施設）
2005年10月	福岡県北九州市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ ふじまつ」を開設（九州地区第一号施設）
2006年3月	香川県高松市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ こうざい」を開設（四国地区第一号施設）
2006年6月	北海道札幌市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ ていね」を開設（北海道地区第一号施設）
2006年8月	大阪府大阪市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ つるみ」を開設（関西地区第一号施設）
2006年11月	岡山県岡山市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ くにとみ」を開設（中国地区第一号施設）
2007年1月	岡山県岡山市にて小規模多機能型居宅介護事業を開始
2009年5月	山梨県山梨市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ こうふ」を開設（甲信地区第一号施設）
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2010年5月	秋田県秋田市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ あきた」を開設（東北地区第一号施設）
2011年10月	介護付有料老人ホーム2施設を運営する株式会社パインの株式100%を取得し、連結子会社とする。
2012年8月	高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合と、資本・業務提携契約を締結
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の合併に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2017年4月	給食事業を運営する味屋フーズ株式会社を設立し、連結子会社とする。
2019年3月	高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合と、資本・業務提携契約を解消

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社シダー）及び子会社2社により構成されており、九州・山口地区及び関東地区を中心に、介護保険法の適用を受けるサービスを提供する事業を展開しております。

当社グループにおける事業内容は、次のとおりであります。

なお、事業区分は報告セグメントの区分と同一であります。

① デイサービス事業

この事業は、介護保険法に基づく要介護・要支援認定者に対し、デイサービスセンターにおいて食事、入浴、その他日常生活の世話、機能訓練などを行い元気な意義のある生活を支援していく事業であり、当社グループの主力となる事業であります。

朝のお迎えより仕事が始まり夕方自宅にお送りするまで、事故のないようサービスに努めておりますとともに、当社グループは、特に理学療法士や作業療法士等の専門家により「リハビリテーションを中心としたサービスを積極的に行い、お客様が元気な生活が送れるよう支援する」ことを大きなテーマとして事業を展開しております。

また、カラオケやシアタールームなどの設備も完備し、多くのお客様が趣味や娯楽、また催し物など一日一日を楽しく過ごせますようサービスに努めております。営業は月曜日から日曜日まで毎日行っており、特に日曜日などはバスハイクやピクニック、観光、買い物など多彩なサービスを提供し、楽しみながら社会生活適応技能、心身活動の向上を目指しております。

② 施設サービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者が、その施設において特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスである「特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）」の事業と要介護・要支援認定者で認知症の状態にある方についてその共同生活を営む住居において入浴・排せつ・食事等の介護やその他日常生活上の世話及び機能訓練を行う「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の事業を介護保険法に基づき運営しております。

③ 在宅サービス事業

この事業は、介護や療養が必要な方が、住み慣れた自宅において安心して元気な生活を送ることを支援する為に、「訪問リハビリテーション」「訪問看護」「訪問介護（ホームヘルパー）」「ケアプラン作成」の事業を行っております。

a 訪問看護・訪問リハビリテーション

このサービスは、主に介護保険又は医療保険による給付対象のサービスで、看護師がお客様の自宅を訪問し、かかりつけ医の指示書のもとに療養の世話や、診療補助又は援助等の医学的なケアサービスを行う訪問看護事業と、介護保険の趣旨である在宅において元気な生活が行われるように支援する為に、特に理学療法士、作業療法士などの専門家が医師の指示書のもとに自宅でリハビリテーションを行う訪問リハビリの事業を行っております。

b 訪問介護（ホームヘルパー）

このサービスは、要介護・要支援認定者の日常生活の世話を行う事業で、介護福祉士、ヘルパー1級、ヘルパー2級及び介護職員初任者研修終了の資格保持者がお客様の自宅を訪問し生活全般に亘る援助を行っております。

訪問介護のサービスは、ケアマネージャーがお客様及びヘルパー事業所と綿密に打合せをして計画されたサービス計画書に基づいて行われるもので、オムツ交換、清拭、食事介助、通院介助などの身体介助サービスや調理、掃除、洗濯、買い物などの生活援助サービスがあります。

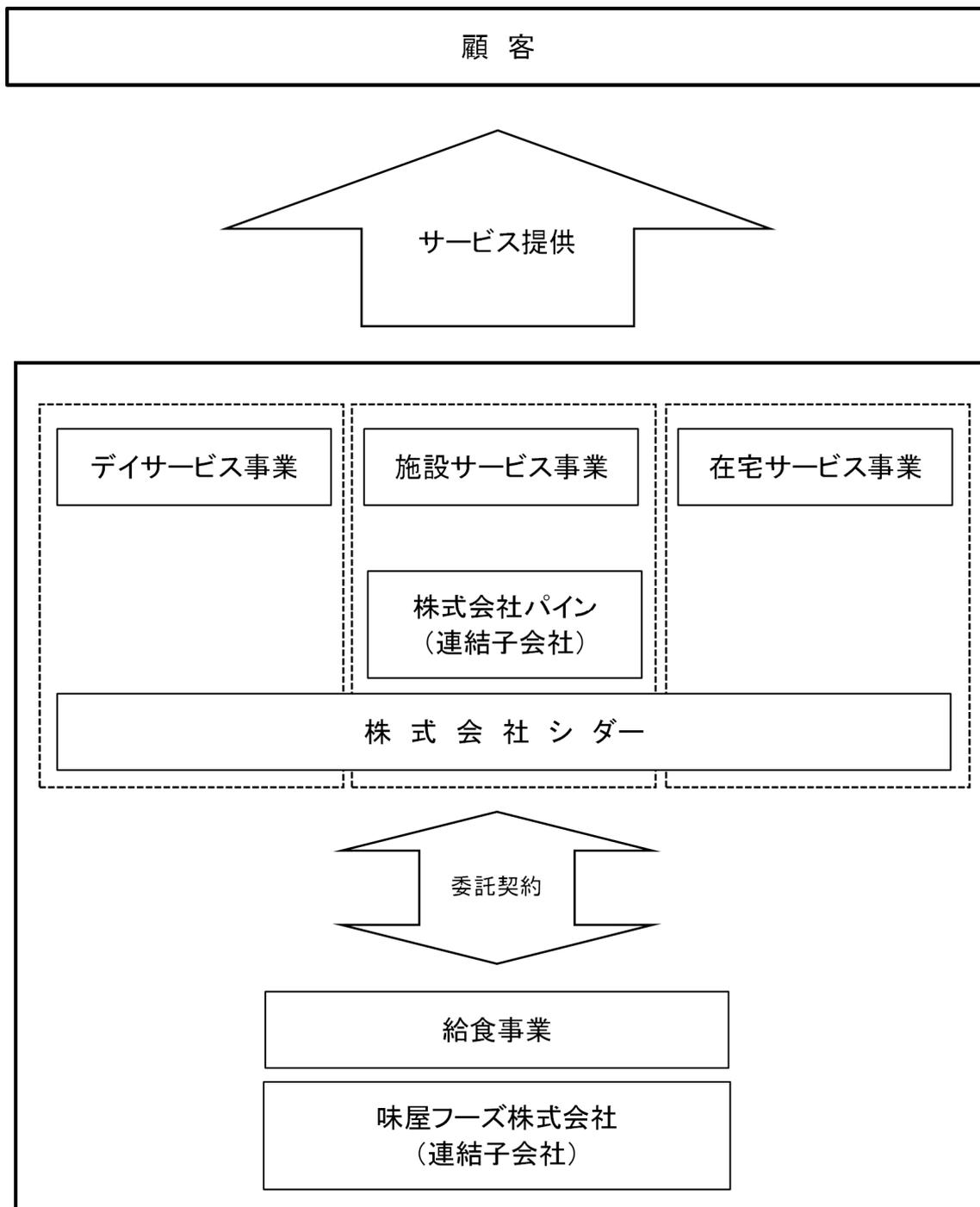
c ケアプラン作成

このサービスは、介護保険法に基づく要介護・要支援認定者について、専門知識を持ったケアマネージャーがお客様個人個人の要望と必要に応じたサービス計画を立てて介護サービスの選択、マネジメントを行う事業で、介護保険を利用するには絶対に欠かせないサービスであります。

④ その他事業

その他事業には、福祉用具事業、障害支援事業及び給食事業が含まれております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社パイン (注)	福岡県福岡市 東区	40	施設サービス事業	所 有 100.0	役員の兼任2名
味屋フーズ株式会社 (注)	東京都台東区	10	その他事業	所 有 90.0	役員の兼任2名

(注) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
デイサービス事業	218	(323)
施設サービス事業	796	(368)
在宅サービス事業	170	(50)
報告セグメント計	1,184	(741)
その他	23	(183)
全社（共通）	92	(14)
合計	1,299	(938)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 2 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,185 (712)	44.4	6.0	4,295

セグメントの名称	従業員数（人）	
デイサービス事業	218	(323)
施設サービス事業	712	(326)
在宅サービス事業	170	(50)
報告セグメント計	1,100	(699)
全社（共通）	85	(13)
合計	1,185	(712)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、介護保険制度の目的に沿って、社会的ニーズのあった介護サービスを中心として、特に心身に多少なり障害のある要支援者から要介護認定者に対して、リハビリテーションを中心としたサービスを積極的にいき、また在宅要介護者については、適切な訪問看護、訪問介護、訪問リハビリテーションを行い、より人間らしく生きるために積極的な生活支援を行うことにより、社会に貢献することであり、

また、経営方針につきましては、

1. 利用者およびその家族の尊厳とニーズを尊重し、質の高いサービスを提供する。
2. 地域一番を目指し信頼され必要とされるサービスを提供する。
3. 積極的なリハビリテーションを中心としたサービスを提供し自立できる生活支援を行うこととしております。

こうした経営理念、経営方針のもと、当社グループは「いつも春の陽だまりでありたい」をコンセプトに、介護サービス事業を展開してまいりました。今や、高齢社会を迎え、地域に根差したノーマライゼーションのまちづくりが改めて見つめ直されるなか、当社グループでは介護サービスを通してより良い健康文化を提供しております。今後においても、常に利用者やその家族の立場に立ち、ニーズを幅広く収集しながら、きめ細かなサポートを提供し地域に信頼される企業を目指して積極的に取り組んでまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループといたしましては、介護保険法の趣旨に沿って、リハビリテーションに特化したサービスの提供に取り組み、さらなる事業規模の拡大を図る考えであります。主力事業であるデイサービス事業においては、介護保険制度の改定に伴い、利用単価の変動等が予想されますが、介護予防に対応したサービスや利用者のニーズにあったサービスを提供することで幅広い新規顧客の獲得を積極的に推進してまいります。

当社グループにおけるもう一方の主力事業として成長した施設サービス事業については、介護付き有料老人ホームを中心とした施設を積極的に展開し、将来の事業基盤を構築していく考えであります。既存施設の効率的な運営とサービスの充実を図り、施設稼働率を高く安定的に維持していくことで、新規の施設展開に伴う多額の開設経費の吸収を図ってまいりたいと考えております。

北海道地区、東北地区、関東地区、甲信・東海地区、関西地区、中国・四国地区、九州地区等に展開した有料老人ホームやデイサービスを核としてドミナントエリアの拡大を目指し、在宅サービスとの連携やシナジーを最大限に活用することで利用者の利便性を向上させ営業収益の増加を図ります。また、介護保険制度の改定等による影響を受けない介護保険外のサービス事業を積極的に開発することで、事業の多角化を推進して行く考えです。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、わが国の介護保険を取り巻く環境を踏まえ、継続的な売上成長と、スケールメリットを追求することが必要と認識しております。これらを実現するためには、収益性、投資効率等の観点から、売上高伸長率、売上高経常利益率並びにROE（自己資本利益率）を主要な経営指標として位置づけとしております。当連結会計年度における売上高伸長率は3.2%（前連結会計年度は6.1%）であり、売上高経常利益率は4.3%（前連結会計年度は1.7%）であり、ROE（自己資本利益率）は26.9%（前連結会計年度は17.9%）でした。引き続きこれらの指標について、改善されるよう取り組んでまいります。

(4) 経営環境並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①新型コロナウイルスの感染拡大について

介護施設のうち、有料老人ホームなどの入所型施設については、法律に基づく緊急事態宣言が発せられた際に、都道府県知事による使用制限や休業の要請を行なうことができる対象施設にはなっておりませんが、デイサービスなどの通所施設については、都道府県知事が必要だと判断した場合、使用制限や休業の要請を行なうことができる施設とされております。

セグメントごとの影響として、デイサービス事業においては、外出自粛意識の高まりに応じてデイサービスへの通所を控えるご利用者様など、利用者数が一時的に減少する可能性があります。施設サービス及び在宅サービスにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う直接的な影響は限定的なものと考えております。

当社グループにおきましては、感染症対策マニュアルに沿った対応を強化し、職員や面会される家族、外部業者などが施設にウイルスを持ち込まない体制を構築する考えであります。

②介護保険制度の改正について

2017年度の介護報酬改定では、介護人材の処遇改善について、職場定着の推進、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、キャリアアップの仕組みの構築を促すため、更なる加算の拡充が行われております。

また、2018年度の介護報酬改定では改定率0.5%のプラスとなっており「質の高いサービス」や「自立支援・重度化防止に資するサービス」については1.0%相当のプラス改定が行われております。一方で給付の適正化で0.5%のマイナス部分もあり今後どのように事業の運営を行っていくのかが問われる改定となっております。

また、2019年10月に実施された介護報酬改定では、消費税増税を踏まえた改定率0.54%のプラスとなっており、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が個々の状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質の高い効率的な介護の提供体制の整備を推進し、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるために特定処遇改善加算の創設が行われております。

また、2021年4月に実施された介護報酬改定では、改定率0.70%であり、そのうち0.05%は新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（2021年9月末まで）となっております。

当社グループといたしましては、介護保険制度のもと事業活動を行う中で、今後も予想される制度リスクともいえるべき法改正に柔軟に対応しつつ、当社グループの強みであるリハビリテーションにおける豊富なノウハウを積極的に活用し、快適、上質なサービスで他社との差別化を目指す考えです。また、社会的にも多くの需要が見込まれるリハビリテーションに特化したサービスをさらに強化し、サービスの向上と業容の拡大を図ってまいりたいと考えております。

③人材の確保について

当社グループといたしましては、グループの事業拡大に伴い、サービスを提供する人材の確保は重要な課題の一つとして認識しております。有資格者や介護経験の豊富な職員を適正に配置するため、雇用条件の見直しや働きやすい職場環境を構築することに努めております。また、各種教育研修プログラムの充実を図ることでサービスの質の向上や優秀な人材の育成に取り組んでおります。さらに、長期的に介護人材の確保・定着の推進を図るためには、介護職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされることが重要となります。「介護職員処遇改善加算」等を活用して、こうしたキャリアパスに関する仕組みを整備・拡充することで、社内の人事考課制度をさらに充実させる必要があると考えております。

また、日本人介護スタッフとは別に外国人技能実習生の受入れについては最長5年とのことでありましたが、新たな就労資格を得れば、10年にわたって滞在できるようになり、受け入れ態勢や技術やノウハウの教育に力をいれていく必要があると考えております。

④法令遵守への取り組みについて

当社グループといたしましては、介護保険制度のもと、介護サービス事業を営んでいくうえで関係法令を遵守することは勿論、社会的な責務の遂行や地域での信頼関係を構築することを第一に考えております。また、事業所での教育指導の徹底を図るとともに、内部監査体制の強化や社員教育、マニュアルの整備等を行うことで、法令を遵守した適切な事業運営に努めてまいり所存です。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のようになります。

なお、文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1 デイサービス事業・施設サービス事業に伴うリスク

(1) 施設設置基準について

当社グループは、2021年3月末現在、デイサービスセンター31施設、有料老人ホーム43施設、グループホーム2施設を運営しております。

デイサービスセンター（通所介護施設）については、人員、設備等に関して「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」（以下「基準省令」という）により各種基準が定められており、介護保険上の通所介護事業者となるためには、設備基準として食堂及び機能訓練室（3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上）、相談室、事務室、その他必要な設備及び備品を設けること、また、人員基準として利用定員が11人以上の事業所の場合、生活相談員、介護職員、看護職員、管理者を配置することとされており、さらには機能訓練加算を請求する場合は機能訓練指導員を配置する必要があります。

有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）については、基準省令第177条において耐火建築物又は準耐火建築物であること、居室の定員は原則1名とされ13㎡以上の床面積を確保すること等が定められており、基準省令第175条においては看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で要介護者である利用者の数が3またはその端数を増すごとに1人を、看護職員は、利用者の数が30を超える特定施設にあっては、常勤換算方法で1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えた人数、機能訓練指導員、計画作成担当者はそれぞれ1名ずつ、生活相談員は利用者の数が100又はその端数を増すごとに1名以上配置することが定められております。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護施設）については、設備基準として1ユニット定員は5人以上9人以下とし、居室においては定員を1名、床面積7.43㎡以上とし、ほかに居間、食堂、台所、浴室など日常生活を営む上で必要な設備を設けること、人員基準として介護従事者、計画作成者に加えて施設ごとに認知症介護に関する専門知識を有する常勤で専任の管理者を置くことなどが定められております。

現在、開設済みの当社グループ施設は、上記基準に定めるすべての基準を満たしておりますが、今後欠員が生じた場合や上記基準の変更により追加的な人員補充が必要となった場合等、上記基準を満たせなくなった場合には、現在提供している介護保険法上のサービスが通常の介護報酬で請求できなくなる（減額請求）可能性があります。

また、事業拡張に伴う施設の増設に当たっては、建物や有資格者の人員の確保について、制約を受けることとなります。

当社においては、人員基準を満たす人材獲得及び研修等に積極的に取り組み、職員定着率の向上に努めております。

(2) デイサービスセンター及び有料老人ホームの新規開設について

当社グループの今後の事業拡大においては、主力事業であるデイサービスセンター及び有料老人ホームを展開していく必要があります。しかし、デイサービスセンター及び有料老人ホームの開設については、訪問系介護サービス施設に比べ、施設規模が大きいため多額の資金負担が生じます。また、デイサービスセンター及び有料老人ホームの運営は人件費等の固定的な費用が多いため、新規施設では多くの利用者や入居者を獲得し経営が軌道に乗るまでは赤字が継続することとなり、一時期に複数のデイサービスセンターや有料老人ホームを新設した場合は、業績が一時的に悪化する可能性があります。更に、有料老人ホームについては市町村もしくは広域連合の公募により選定されますので、時期や開設数を当社グループでコントロールできない可能性があります。

当社においては、各行政の施設整備計画を定期的に確認して公募の状況を把握し、用地に関する情報を多方面から収集して、事業所新設が円滑に行われるように努めております。

2 在宅サービス事業に伴うリスク

(1) 設置基準について

当社グループは、2021年3月末現在、訪問看護ステーション6事業所、ヘルパーステーション3事業所、ケアプランセンター21事業所を運営しております。

これらの在宅サービス事業を行なうには、各事業所毎に厚生労働省令で定められた人員基準を満たす必要があります。また、人員基準を満たすには所定の有資格者を配置することが必要となります。現在、当社グループが運営している事業所は、人員基準をすべて満たしておりますが、今後欠員が生じた場合や基準の変更により追加的な人員補充が必要となった場合等、人員基準を満たせなくなった場合には、現在提供している介護保険法上のサービスが通常の介護報酬で請求できなくなる可能性があります。

当社においては、人員基準を満たす人材獲得及び研修等に積極的に取り組み、職員定着率の向上に努めております。

3 事業全体に係るリスク

(1) 競合について

2000年4月の介護保険法の施行より、介護サービス業者の新規設立、大手企業や異業種の新規参入、地方自治体、医療法人等の様々な事業主体が介護市場に参入しました。高齢化社会の進展により要介護認定者の増加基調が予想されることから、今後も既事業者の事業拡大及び新規参入業者の増加が予想されます。したがって、今後の新規参入や競争の激化に伴い、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。このため、当社グループにおきましては、経営理念に基づいたきめ細やかなサポートを提供することで競合他社との差別化を図る考えであります。

(2) 従業員の確保について

当社グループが事業規模を維持・拡大していくためには、それに見合った人員の確保が必要となります。介護保険事業の拡大に伴い、全般的に有資格者に対する需要が増大している中、こうした資格を持つ人材の獲得は容易ではなく、また、人材の育成も施設の増設を中心とした事業規模の拡大に追いつかないおそれがあります。このことは、新たな施設の増設ができない等、当社グループの事業拡大に当たり影響を与える可能性があります。当社グループにおきましては、人材育成及び職員定着率の向上を重要な課題と考え、研修等に積極的に取り組んでおります。

(3) 介護保険法に基づく指定等について

当社グループは、介護保険法第70条及び第79条により都道府県知事の指定を受け、デイサービス事業、施設サービス事業、在宅サービス事業を行っております。

2006年4月1日の法改正により、指定介護予防サービス（指定介護予防通所介護事業、指定介護予防訪問看護事業、指定介護予防訪問介護事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業）を法第115条の二による都道府県知事の指定を受け、当該事業を行っております。居宅介護支援事業につきましては、法第115条二十一により指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）より一部業務の委託を受けて支援事業を行っております。認知症対応型共同生活介護事業につきましては、指定・監督権限が都道府県知事から市町村長に移行し、地域密着型サービス事業（指定認知症対応型共同生活介護事業）及び地域密着型介護予防サービス事業（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）を法第78条の二及び第115条の十一により市町村長の指定を受け、当該事業を行っております。また、これらの指定に関して、介護保険法では2006年4月より6年間の有効期限が設けられており、引き続き指定事業所として事業を行う場合は、更新手続が必要になっております。

さらに有料老人ホームの開設にあたっては老人福祉法第29条により都道府県知事への届け出が必要となります。

また、介護保険法第77条及び第84条、第115条の八、十七及び二十六に指定の取消し事由として、設備基準や人員基準等の各種基準が充足できなくなった場合の他、介護報酬の不正請求、帳簿書類等の虚偽報告、検査の忌避等が定められております。現在、当社グループには、これらの指定の取消し事由に該当する事実は発生しておりません。

万一、指定の取消し事由に該当する事実が発生した場合には、上記指定が取消されることとなり、当社グループ事業の継続に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、今後も業務管理体制及び法令遵守の体制を整えていく考えであります。

(4) 介護保険法による影響について

当社グループの事業は、介護保険法の適用を受けるサービスの提供を内容とし、各種介護サービス費用の約9割（ケアプランは10割）は、介護保険により給付されるため、当社グループの事業には介護保険制度の影響を受ける部分が多くあります。

介護保険法は、施行後5年を目処として法律全般に検討が加えられ、その結果に基づいて見直しを加えられることとされておりますが（同法附則第2条）、法令解釈や自治体等の実務的な取扱が必ずしも一定していない側

面があるため、関係法令の改正や法解釈、実務的な取扱の変更により、現状の当社グループ事業の円滑な運営が阻害され、または、事業内容の変更を余儀なくされる可能性があります。

また、介護報酬の基準単位もしくは一単位あたりの単価又は支給限度額は、当社グループの事業の状況に関わりなく介護保険法及びそれに基づく政省令により定められているため、その改定により事業の採算性に問題が生じる可能性もあります。さらに、不況による保険料徴収の減少や少子高齢化による負担者層の減少が予想されるなど、介護保険の財政基盤は磐石ではなく、介護保険の自己負担分が上げられた場合などには、介護保険制度の利用が抑制される可能性があり、この場合、当社グループの業績も影響を受けるおそれがあります。

さらに、介護保険法及びそれに基づく政省令等においては、利用者の保護という観点から、事業者の利用者に対する行為について詳細に規定されており、当社グループも介護サービス事業者としてこれらの規定に従って事業を行うことが法令上求められております。当社グループは、従業員の教育や業務マニュアルの整備等により法令遵守のために必要な体制を構築してまいりましたが、万一、法令違反等により監督官庁から何等かの処分を受けることとなった場合には、施設の運営に影響を受ける可能性があります。

当社グループでは、施設運営を円滑に行えるよう、介護保険法改正について社内研修を行っております。

(5) 情報管理について

当社グループが提供しているサービスは業務上、極めて重要な個人情報を取り扱います。在宅介護サービスでは、利用者の家庭に上がってサービスを実施しているため、当社グループスタッフは利用者本人のみならず、その家族等を含めた様々な個人情報に接することになります。

当社グループは、顧客情報については十分な管理を行っておりますが、万一、顧客の情報が外部に流出した場合には、当社グループの信用力が低下し、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、利用者の増加に伴って管理すべき情報の電子化や高度なセキュリティシステムが必要になるなど情報管理に関するコストが増加する可能性があります。

当社グループでは今後も内部統制の整備及び適正な運用を行う考えであります。

(6) 高齢者等に対する事業であることについて

当社グループの事業は、要介護認定を受けた高齢者等に対するものであることから、サービス提供中の転倒事故や感染症の集団発生等、施設内並びに在宅介護サービス提供中の安全衛生管理には細心の注意を払い、従業員の教育指導はもとより運営ノウハウが蓄積された業務マニュアルの遵守を徹底する等、万全を期しております。しかしながら、万一、事故等が発生した場合には、当社グループの信用力が低下し、連鎖的に利用を控える方が増える恐れがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害や感染症の流行について

地震、台風、大雨、大雪等の自然災害が発生しやむなく業務を停止せざるを得なくなる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、インフルエンザ等の感染症が流行した場合には、利用者が当社グループ施設の利用を控えることが想定されるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループでは、自然災害時に安否確認を迅速に行う体制、避難所として施設を開放する事で、利用者だけでなく、地域住民と密接な関係を構築するように努力しております。また感染症に関する情報を早期に発信し、自宅での予防対策までフォローするようにしております。

(8) 風評等の影響について

介護サービス事業は、利用者及びその介護に関わる方々の信頼関係や評判が当社グループの事業運営に大きな影響を与えると認識しております。社員には、当社グループの経営理念を浸透させ、利用者の信頼を得られる質の高いサービスを提供するよう日頃から指導・教育をしておりますが、何らかの理由により当社グループに対するネガティブな情報や風評が流れた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このため入社時のオリエンテーションや新人研修を綿密に計画し実施する事で、ネガティブな情報や風評に左右されない社員を育て、経営理念に基づく施設運営を行なっております。

(9) 金利変動リスクについて

新規施設の開設には多額の投資が必要であり、当社グループの事業計画を達成する上で新規施設開設のための資金調達が不可欠となります。当社グループは従来、新規施設開設資金を銀行からの借入金により調達してまいりましたので、有利子負債の残高が2021年3月期末現在14,757百万円となっており、総資産に占める有利子負債残高の比率は2021年3月期末75.5%と借入金依存度が高い水準にあります。

なお、当社グループの売上高に対する支払利息の比率は、2021年3月期において2.2%となっております。今後は資本市場からの調達等、資金調達手段の多様化のための施策を講じてまいりますが、他の手段により必要な資金が調達できない場合には、引続き銀行等からの借入により対応することとなり、それにより借入金が増加することが想定されます。この場合、今後金利が0.1%上昇した場合でも経営成績には9百万円程の影響があり、当社グループの利益を圧迫する可能性があります。このため、各施設は利益率向上に注力し、自己資本を高めて借入依存度を低下させる対策をとっております。

(10) 新型コロナウイルスの感染拡大について

介護施設のうち、有料老人ホームなどの入所型施設については、法律に基づく緊急事態宣言が発せられた際に、都道府県知事による使用制限や休業の要請を行なうことができる対象施設にはなっておりませんが、デイサービスなどの通所施設については、都道府県知事が必要だと判断した場合、使用制限や休業の要請を行なうことができる施設とされております。外出自粛や新生活様式により、他者との交流を控える目的からデイサービスについては利用を自主的に控える傾向も考えられます。仮に3%の利用者がデイサービスの利用を自粛した場合、108百万円程の影響があり、当社グループの利益を圧迫する可能性があります。また多くの職員や入居者が集団生活を送る入所型施設においては、少数の感染者から連鎖的に感染が拡大するクラスター発生の可能性もあり、この場合、該当施設の収益を大きく圧迫する可能性があります。このため、当社グループにおきましては、感染症対策マニュアルに沿った対応を強化し、対応可能な職員については時差出勤やマイカー出勤を行うなど、職員や面会される家族、外部業者などが施設にウイルスを持ち込まない体制を構築する考えであります。

(11) 固定資産の減損に関するリスク

当社グループは、複数の事業所を運営しており、当該事業所に係る建物・土地などの固定資産を保有しております。事業所の収益性の悪化により、固定資産の簿価を割引前将来キャッシュ・フローで回収できない場合には、当該固定資産について減損処理を行うこととなります。今後も減損損失を計上する可能性があるため、各事業所においてそれぞれの特色を出し、地域でも選ばれる事業所作りを行い、収益性を高めていく考えであります。なお、当連結会計年度においては減損損失を210百万円計上しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

①経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復基調で推移したものの、先行きにつきましては、消費税率引き上げの影響、米中貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした世界経済の減速懸念の高まりなど不透明感が一層強まる状況となりました。

介護サービス業界におきましては、引き続き超高齢化社会への移行に伴い、介護サービスの利用者数は増加し、需要は更に高まっております。

その一方で、様々な業種にて人材不足が叫ばれている中、介護サービス業界におきましても、海外の人材も含め、人材確保に取り組むことは急務となっており、有資格者の確保はとりわけ困難な状況となっております。それらを改善するために、業界では、介護事業に従事することが社会において魅力があり、生きがいを持てる環境造りが求められております。

このような状況のもと当社グループにおきましては、収益面では、既存施設において施設稼働率を上昇させるため、新規利用者の獲得とサービスの向上に努めました。また、有料老人ホーム1施設及びケアプランセンター2施設を新規開設しており、積極的な施設展開を図ってまいりました。費用面では、介護職員に係る人件費の増加により売上原価が増加し、感染症の流行における情勢のもとでの営業活動や移動自粛により販売費及び一般管理費が減少しました。また2020年3月以降は新型コロナウイルス感染症の流行によりデイサービス事業で、ご利用を控える利用者が増えるなどの影響が発生いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は15,613百万円（前連結会計年度比3.2%増）となり、営業利益は809百万円（同47.3%増）、経常利益は674百万円（同162.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は387百万円（同84.8%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

（デイサービス事業）

当セグメントにおきましては、既存デイサービス施設のサービスの質の向上により施設稼働率の向上に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、ご利用を控える利用者が増えるなどの影響が発生しました。その結果、売上高は3,601百万円（前連結会計年度比0.8%減）、セグメント利益は337百万円（同12.9%減）となりました。

（施設サービス事業）

当セグメントにおきましては、新規及び既存の有料老人ホームの入居者獲得に注力し、入居率の向上に努めました。その結果、売上高は10,931百万円（同3.9%増）、セグメント利益は1,521百万円（同13.6%増）となりました。

（在宅サービス事業）

当セグメントにおきましては、利益率の改善のため人員配置や業務手順の見直し等、効率的な運営に取り組むことに注力してまいりました。その結果、売上高は979百万円（同7.2%増）、セグメント損失は69百万円（前連結会計年度はセグメント損失68百万円）となりました。

②財政状態の状況

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて1,377百万円増加して19,559百万円となりました。その内訳は、流動資産の増加6百万円、固定資産の増加1,371百万円によるものであります。負債につきましては、前連結会計年度末に比べて1,034百万円増加して17,948百万円となりました。その内訳は、流動負債の増加1,061百万円、固定負債の減少26百万円によるものであります。また、純資産につきましては、前連結会計年度末に比べて342百万円増加して1,610百万円となりました。その内訳は、利益剰余金の増加341百万円によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて45百万円減少して825百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、獲得した資金は1,137百万円（前連結会計年度比51.8%増）となりました。その主な内訳は、収入要因として増収増益となったことによる税金等調整前当期純利益464百万円、減価償却費659百万円、支出要因としては売上債権の増加額17百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、使用した資金は2,064百万円（同2,055.0%増）となりました。その主な内訳は、支出要因として有形固定資産の取得による支出1,940百万円、預り保証金の返還による支出89百万円、収入要因としては預り保証金の受け入れによる収入92百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、獲得した資金は881百万円（前連結会計年度は594百万円使用）となりました。その主な内訳は、支出要因として短期借入金の返済による支出2,530百万円、施設建設に係る長期借入金の返済による支出737百万円、リース債務の返済による支出187百万円、収入要因として短期借入れによる収入3,654百万円、施設建設に係る長期借入れによる収入730百万円であります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

①生産実績

当社グループは生産を行っていないため、該当事項はありません。

②受注実績

当社グループは受注を行っていないため、該当事項はありません。

③販売実績

当連結会計年度における売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは一般顧客を対象とした介護サービス事業ですので、特定の販売先等はありません。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
デイサービス事業 (百万円)	3,601	△0.8%
施設サービス事業 (百万円)	10,931	3.9%
在宅サービス事業 (百万円)	979	7.2%
報告セグメント計 (百万円)	15,512	3.0%
その他事業 (百万円)	101	43.2%
合計 (百万円)	15,613	3.2%

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 有料老人ホーム事業において、新規に1施設を開設しております。

4 在宅サービス事業において、新規にケアプランセンター2施設を開設しております。

2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

①経営成績の分析

- a 当連結会計年度につきましては、デイサービスの利用者獲得及び有料老人ホームの入居率向上に注力したことから、売上高は15,613百万円（前連結会計年度比3.2%増）となりました。
- b 売上原価につきましては、主に、有料老人ホームの入居者の増加に伴う介護職員の増員、消耗品や修繕費が増加いたしました。その結果、13,540百万円（前連結会計年度比2.2%増）となりました。
- c 販売費及び一般管理費につきましては、前連結会計年度における税務調査による消費税等の追加計上が、当連結会計年度では発生しなかった為、販売費及び一般管理費は減少いたしました。その結果、1,263百万円（同5.2%減）となりました。
- d 営業利益につきましては、有料老人ホームの入居者獲得及びデイサービスの利用者獲得に注力したことにより、営業利益809百万円（同47.3%増）となりました。
- e 営業外収益につきましては、204百万円（同259.7%増）となりました。これは主に、新型コロナウイルス感染症対策支援金や慰労金の補助金、受取賃貸料によるものであります。
営業外費用につきましては、338百万円（同3.0%減）となりました。これは主に、銀行借入及びリース取引に伴う支払利息によるものであります。
- f 特別利益につきましては、一百万円（前連結会計年度は124百万円）となりました。
- g 特別損失につきましては、210百万円（前連結会計年度比469.0%増）となりました。これは、建物及び構築物、土地等の減損損失によるものであります。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(デイサービス事業)

当セグメントにおきましては、既存デイサービス施設のサービスの質の向上により施設稼働率の向上に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、ご利用を控える利用者が増えるなどの影響が発生しました。その結果、売上高は3,601百万円（前連結会計年度比0.8%減）、セグメント利益は337百万円（同12.9%減）となりました。

(施設サービス事業)

当セグメントにおきましては、新規及び既存の有料老人ホームの入居者獲得に注力し、入居率の向上に努めました。その結果、売上高は10,931百万円（同3.9%増）、セグメント利益は1,521百万円（同13.6%増）となりました。なお、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の流行により、軽微な影響が見受けられます。

(在宅サービス事業)

当セグメントにおきましては、千葉県千葉市市、福岡県古賀市に各1施設新規開設いたしました。また、利益率の改善のため人員配置や業務手順の見直し等、効率的な運営に取り組むことに注力してまいりました。その結果、売上高は979百万円（前年同四半期比7.2%増）、セグメント損失は69百万円（前年同四半期はセグメント損失68百万円）となりました。なお、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の流行により、軽微な影響が見受けられます。

当社グループは、わが国の介護保険を取り巻く環境を踏まえ、継続的な売上成長と、スケールメリットを追求することが必要と認識しております。これらを実現するためには、収益性、投資効率等の観点から、売上高伸長率、売上高経常利益率並びにROE（自己資本利益率）を主要な経営指標として位置づけとしております。当連結会計年度における売上高伸長率は3.2%（前連結会計年度は6.1%）であり、売上高経常利益率は4.3%（前連結会計年度は1.7%）であり、ROE（自己資本利益率）は26.9%（前連結会計年度は17.9%）でした。引き続きこれらの指標について、改善されるよう取り組んでまいります。

②財政状態の分析

a 流動資産

当連結会計年度における流動資産は、3,647百万円（前連結会計年度比0.2%増）となり、前連結会計年度に比べ6百万円増加しました。この主な要因は、売掛金が17百万円増加したことによるものであります。

b 固定資産

当連結会計年度における固定資産は、15,912百万円（同9.4%増）となり、前連結会計年度に比べ1,371百万円増加しました。この主な要因は、有料老人ホーム及びデイサービス施設の建物及び構築物が407百万円増加、建設仮勘定が984百万円増加したことによるものであります。

c 流動負債

当連結会計年度における流動負債は、6,629百万円（同19.1%増）となり、前連結会計年度に比べ1,061百万円増加しました。この主な要因は、短期借入金が1,124百万円、リース債務が11百万円増加したことによるものであります。

d 固定負債

当連結会計年度における固定負債は、11,318百万円（同0.2%減）となり、前連結会計年度に比べ26百万円減少しました。この主な要因は、リース債務が174百万円減少し、退職給付に係る負債が54百万円増加したことによるものであります。

e 純資産

当連結会計年度における純資産は、1,610百万円（同27.0%増）となり、前連結会計年度に比べ342百万円増加しました。この主な要因は、利益剰余金が341百万円増加したことによるものであります。

これらの結果、当連結会計年度における総資産は19,559百万円（同7.6%増）となり、前連結会計年度に比べ1,377百万円増加しました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、第2 事業の状況の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

当社グループの業容拡大についてはデイサービスセンターと有料老人ホームの新規開設に負う部分が大きく、今後も事業拡大のため積極的に事業所開設を行う考えであります。開設に係る用地取得資金、建設資金及び建物の賃借契約にかかる敷金・建設協力金等につきましては、獲得した営業活動によるキャッシュ・フローや銀行借入を含めた収支のバランスを勘案しながら最善の資金調達手段を検討していく考えであります。なお、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の流行により、資金調達等に対する影響は見受けられません。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、連結財務諸表作成に際しては経営者の判断に基づく会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告に影響を与える見積りが必要ですが、この判断及び見積りは、過去の実績を勘案するなど、可能な限り合理的な根拠を有した仮定や基準を設定した上で実施しております。しかしながら、事前に予測不能な事象の発生等により実際の結果が現時点の見積りと異なる場合も考えられます。当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、第5 経理の状況の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。以下に掲げる会計方針は連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に影響を及ぼすと考えておりますので、特に記述いたします。

・固定資産の減損

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、原則として、事業所を単位としてグルーピングを行い、減損処理の要否を検討しております。減損損失の認識に当たり使用する割引前将来キャッシュ・フローの算定に当たっては、利用者数や従業員数の増減など、さまざまな仮定において見積りを行っております。

また、当連結会計年度末の見積りに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を加味して見積りを行っております。具体的には、内閣官房から発出されている同感染症に関する情報や政府・自治体の取り組みなどを参考にした上で、利用者数の減少が認められるデイサービス事業について、2021年4月以降、徐々に回復するものの、新型コロナウイルス感染症の収束により利用者数が感染拡大前の水準まで回復するには、翌連結会計年度末までの期間を要するものと仮定して見積りを行っております。ただし、これらの見積りには不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の状況が変化した場合には損失額が増減する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損損失を210百万円計上しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,124百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

(1) デイサービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、77百万円であります。この主な内訳は、既存施設の設備の更新及びリフォームによるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(2) 施設サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、1,861百万円であります。この主な内訳は、新規開設予定1施設の建物及び構築物の建築着手金1,709百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 在宅サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、31百万円であります。この主な内訳は、備品等及びソフトウェアの購入によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(4) 全社（共通）

当連結会計年度の主な設備投資は、123百万円であります。この主な内訳は、本社における備品等及びソフトウェアの購入によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	事業 所数	設備の 内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建 物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (北九州市小倉北区)	—	—	本社及び 介護拠点	103	11	39 (431.76)	—	13	167	48 (6)
北海道地区	施設サービス事業	3施設	介護拠点	256	6	100 (1,875.91)	167	—	530	60 (20)
東北地区	施設サービス事業	2施設	介護拠点	—	4	— (—)	593	—	598	27 (18)
関東地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	9施設 13施設 7施設	介護拠点	607	39	570 (6,405.99)	1,548	—	2,765	321 (206)
甲信・東海地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	5施設 9施設 1施設	介護拠点	619	21	149 (3,044.34)	1,297	—	2,087	186 (114)
関西地区	施設サービス事業	4施設	介護拠点	1,059	10	— (—)	6	—	1,077	92 (35)
中国・四国地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業 その他	3施設 4施設 4施設 1施設	介護拠点 及び 賃貸施設	289	16	379 (4,067.67)	0	—	684	120 (66)
九州地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	14施設 6施設 18施設	介護拠点	1,237	49	712 (11,051.97)	15	—	2,014	331 (234)
合計				4,172	159	1,950 (26,877.64)	3,629	13	9,925	1,185 (699)

- (注) 1 帳簿価額には消費税等を含んでおりません。
 2 帳簿価額のうち、「その他」は車両運搬具であります。
 3 現在休止中の設備はありません。
 4 従業員数の()は、期末時点の臨時雇用者数を外書きしております。
 5 上記の他、主要な設備の賃借及びリース設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 及び年間賃借料 (百万円)
ラ・ナシカふじまつ (福岡県北九州市)他 12事業所 (所有権移転外ファイナンス・リース)	施設サービス事業	介護拠点	329
宇佐町デイサービスセンター (福岡県北九州市)他 42事業所 (オペレーティング・リース)	デイサービス事業 施設サービス事業	介護拠点	453
小文字デイサービスセンター (福岡県北九州市)他 108事業所 (オペレーティング・リース)	本 社 デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	業務車両 502台	151
合計			934

(2) 子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の 名 称	事 業 所 数	設 備 の 内 容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
					建 物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土 地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
株式会社 パイン	北海道地 区	施設サービス事業	1施設	介護拠点	682	10	— (—)	22	—	716	12 (3)
株式会社 パイン	関東地区	施設サービス事業 そ の 他	3施設	本社及び 介護拠点 そ の 他	6	4	— (—)	662	1,069	1,742	23 (23)
株式会社 パイン	九州地区	施設サービス事業 そ の 他	4施設	本社及び 介護拠点 そ の 他	340	26	229 (3,209.52)	10	0	607	60 (36)
味屋フー ズ株式会 社	関東地区	そ の 他	1施設	本社及び そ の 他	—	—	— (—)	—	—	—	19 (178)
合計					1,029	42	229 (3,209.52)	695	1,069	3,067	114 (240)

- (注) 1 帳簿価額には消費税等を含んでおりません。
 2 現在休止中の設備はありません。
 3 従業員数の()は、期末時点の臨時雇用者数を外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方 法	着手及び完成 予定年月		完成後の 収容能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完成	
武蔵野の郷 埼玉県所沢市	施設サービス 事業	介護拠点	870	679	借入金	2020年1月	2021年5月	74名
わらび花の郷 埼玉県蕨市	施設サービス 事業	介護拠点	1,046	428	借入金	2021年2月	2022年2月	100名

(注) 上記金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,476,000	11,476,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	11,476,000	11,476,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2014年1月1日 (注)	5,738,000	11,476,000	—	432	—	308

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	2	18	26	16	15	2,812	2,889	—
所有株式数 (単元)	—	357	8,440	19,686	2,105	273	83,881	114,742	1,800
所有株式数の 割合(%)	—	0.31	7.36	17.16	1.83	0.24	73.10	100	—

(注) 自己株式137株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に37株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
山崎 嘉 忠	福岡県北九州市小倉南区	2,915	25.40
高齢社会戦略1号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区永田町1-11-30	1,046	9.11
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3-3-5	918	7.99
シダー取引先持株会	福岡県北九州市小倉北区大島1-7-19	706	6.15
座小田 孝 安	福岡県北九州市若松区	574	5.00
有限会社タチバナ	福岡県古賀市青柳362-1	346	3.02
富士産業株式会社	東京都港区新橋5-32-7	264	2.30
西日本ユウコー商事株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町3-1	241	2.10
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	239	2.08
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1-4	237	2.07
計	—	7,488	65.25

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,474,100	114,741	—
単元未満株式	普通株式 1,800	—	—
発行済株式総数	11,476,000	—	—
総株主の議決権	—	114,741	—

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式37株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社シダー	福岡県北九州市 小倉北区大島1-7-19	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

株式給付信託(J-ESOP)

① 従業員株式所有制度の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員（当社及び当社の子会社の従業員）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を退職時に給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

② 従業員に取得させる予定の株式の総数

提出日現在で、株式給付信託口が当社株式を254,800株取得しております。

今後、信託口が当社株式を取得する予定は未定であります。

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した従業員

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	137	—	137	—

(注) 1 上記の保有自己株式数には、株式給付信託口が保有する株式数 (当期間254,800株) は含めておりません。

- 2 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値の向上及び経営基盤強化のため、事業拡大による成長のための投資資金及び内部留保の充実と利益配分とのバランスを念頭に、株主への安定継続した配当に加え業績の伸長に応じた配当を実施すべきものと考えております。

当社は期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり6円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、コスト競争力を高めるとともに新規事業への展開を図るために、有効に投資してまいりたいと考えております。

また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年6月24日 定時株主総会決議	68	6

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

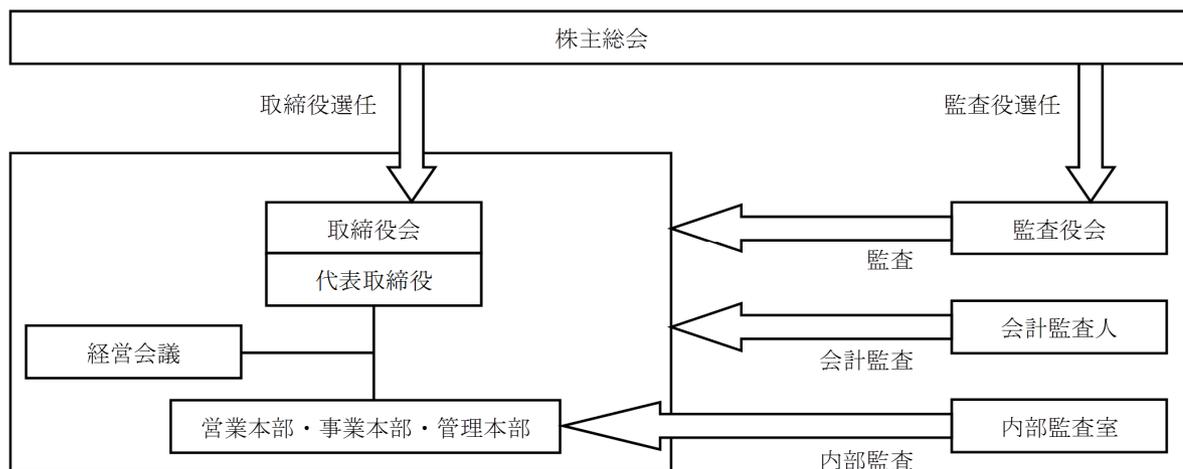
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、当社の利害関係者と良好な関係を構築するに当たっての重要事項と考えております。当社の意思決定や行動が法令や市場のルールに反していないかという適法性を重視するだけでなく、社会に貢献しているか、社会の要請に反していないかという企業の社会性も重視しています。そして、コーポレート・ガバナンスが適確に機能するためには、徹底した透明性が必要であると考えております。法令等で義務付けられた範囲に限定することなく、株主や投資家をはじめ、従業員、地域社会や顧客に対して積極的に情報開示を行っていく考えであります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治体制の概要



i 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 座小田孝安が議長を務めております。構成メンバーは、代表取締役会長 山崎嘉忠、代表取締役社長 座小田孝安、取締役 寺戸靖和、取締役 下屋敷寛、社外取締役 中村儀成、社外取締役 安成信次の取締役6名（うち社外取締役2名）で構成されており、業務執行の迅速な意思決定や透明性を維持する組織を構築しております。また、取締役会には、監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監督・監視する体制となっております。

ii 監査役会

当社の監査役会は、監査役（常勤） 二之宮さおり、社外監査役（非常勤） 時枝和正、社外監査役（非常勤） 大野繁樹の監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役の独立性と客観性を確保するため、社外監査役（非常勤）を2名選任しており、取締役会の業務執行の監督・監視機能を強化しております。

iii 内部監査室

代表取締役の直轄組織として内部監査室（7名）を設置しており、内部監査室長は白川敬子が務めております。内部監査室においては、当社各事業部門が関係法令や社内規程を順守し、適切な運営がなされているか監査・指摘・検証を行っております。

iv 会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。詳細は「(3) 監査の状況」に記載のとおりであります。

b 当該体制を採用する理由

当該体制を採用する理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

③ 企業統治に関するその他の事項

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社は、企業行動指針を定め、リスク管理及びコンプライアンスに関する体制を全体に統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
 - ii コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス管理規程を定め、周知・徹底する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役の職務執行に係る文書その他の情報について、法令及び文書・情報に係る社内規程に従い、適切に保存・管理を行う。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 当社の経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを把握し管理を行うため、リスク管理規程を定め、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
 - ii リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制にかかる責任者及び各部門内のリスク管理に係るリスク管理担当者を定め、リスクを適時に認識・把握し、適切な対応を行う。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 取締役会を月1回定時に開催し、また、必要に応じて適宜臨時に開催し、法定事項のほか、業務執行に関する基本事項・重要事項の方針について決定する。
- e 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i 監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を設置することができる。
 - ii 取締役からの独立性を確保するため、監査役補助者の人事等については、監査役と事前に協議し決定する。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i 取締役または使用人は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす職務の執行の状況について報告する。
 - ii 監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
 - iii 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っていく。

上記の内部統制システムを整備することによって、不測の事態や業務上の人為的な過誤を未然に防ぎ、株主や投資家の信頼を失うことが無いよう、全社を挙げて内部統制システムの確立に取り組み、運用の徹底を図ってまいり所存です。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、当社の内部監査部門は、定期的子会社の業務監査を行うことに加えてコンプライアンス・リスク管理体制等に関しましても監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告することとしております。また、子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととしております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑧ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑨ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	山崎 嘉忠	1955年1月11 日生	1975年3月 下関カマチ病院入職 1981年9月 小文字病院入職 1997年4月 下関第一病院入職 2000年10月 当社入社、当社代表取締役社長就任 2016年6月 当社代表取締役会長就任 (現任)	(注) 3	2,915,400
代表取締役 社長 営業本部長	座小田 孝安	1963年1月25 日生	1985年3月 昭和病院入職 1986年4月 小文字病院入職 2000年7月 株式会社メディックスジャパン入社 2000年10月 当社入社、当社専務取締役営業本部長就任 2013年11月 当社代表取締役専務営業本部長就任 2016年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長就任 (現任)	(注) 3	574,100
取締役 事業本部長	寺戸 靖和	1944年4月5 日生	1968年4月 山十株式会社入社 1981年9月 小文字病院入職 1994年1月 株式会社トータル・メディカルサービス入社 1994年11月 小文字病院入職 2003年3月 当社入社、当社常勤監査役就任 2016年6月 当社取締役管理本部長就任 2018年6月 当社取締役事業本部長就任 (現任)	(注) 3	7,700
取締役 管理本部長	下屋敷 寛	1962年12月16 日生	1987年4月 日本金属㈱入社 1997年9月 日本エスエム㈱入社 2000年12月 小文字病院入職 2001年2月 当社入社 2005年4月 当社経理部長 2018年4月 当社管理本部長就任 2018年6月 当社取締役管理本部長就任 (現任)	(注) 3	18,600
取締役	中村 儀成	1964年10月6 日生	1986年4月 小文字病院入職 1988年3月 牧山中央病院入職 2008年4月 小倉リハビリテーション学院入職 2008年9月 NPO法人列島会 理事長就任 (現任) 2011年9月 特定非営利活動法人ゆとり 理事長 (現任) 2017年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	-
取締役	安成 信次	1956年2月12 日生	1977年4月 岡崎工業㈱入社 1980年11月 ㈱安成工務店入社 1988年6月 ㈱安成工務店代表取締役就任 (現任) 1994年2月 ㈱デコス代表取締役就任 (現任) 2019年1月 ㈱YASUNARIホールディングス 代表取締役就任 (現任) 2021年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	二之宮 さおり	1973年8月20 日生	1995年4月 小文字病院入職 1997年5月 徳力クリニック入職 1998年5月 下関第一病院入職 2000年10月 株式会社メディックスジャパン入社 2001年1月 当社入社、デイサービス主任就任 2003年3月 内部監査室長就任 2016年6月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	9,500
監査役	時枝 和正	1966年9月21 日生	2001年2月 弁護士登録 ひびき法律事務所 2011年10月 時枝法律事務所（現 時枝・渡邊法律事務所）開設 2019年4月 福岡弁護士会副会長就任 2020年6月 日本弁護士会理事就任 当社監査役就任（現任）	(注) 4	-
監査役	大野 繁樹	1958年5月11 日生	1986年7月 小文字病院入職 1987年7月 和白病院入職 1992年7月 (有)シー・エフ・デイ（現 株式会社トータル・メディカルサービス）専務取締役就任 2008年6月 株式会社トータル・メディカルサービス 代表取締役就任（現任） 2016年6月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	125,000
計					3,650,300

- (注) 1 取締役中村儀成は、社外取締役であります。
2 監査役時枝和正及び大野繁樹は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2年間であります。
4 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年間であります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社においては、社外取締役及び社外監査役は役員会等の重要な会議に出席し、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて常勤取締役及び常勤監査役または使用人にその説明を求め、専門的見地及び会社経営者としての長年の実務経験等から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うこととしております。

なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、基準等は特段設けておりませんが、経営に対する客観性及び中立性を重視しております。

社外取締役である中村儀成氏は、NPO法人列島会及び特定非営利活動法人ゆとりの理事長を兼任しております。同氏は、老人介護・障害支援事業に関する幅広い見識と経験を有していることから、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。同氏または同氏が代表理事を務めるNPO法人列島会及び特定非営利活動法人ゆとりと当社との間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役である時枝和正氏は、弁護士としての職歴やリーガル知識など、会社が社会に対して公正な役割を果たしているかを監督するという観点から、また、法律の専門家として高い見識を有していることから、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。同氏または同氏の法律事務所と当社との間には、現在及び過去において顧問契約関係は存在せず、特別な利害関係はありません。

社外監査役である大野繁樹氏は、株式会社トータル・メディカルサービスの代表取締役等を兼任しております。同氏は、自ら医療関連の会社を経営しており、長年の会社経営の豊富な実務経験を生かし、経営の客観性及び中立性の観点から、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。同氏または同氏が代表取締役を務める株式会社トータル・メディカルサービス等と当社との間には、当社株式の保有を除き、特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役の当社株式の保有状況は、「① 役員一覧」に記載のとおりであります。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役(非常勤)を1名選任しており、業務執行の迅速な意思決定や透明性を維持する組織を構築しております。また、常勤監査役のほか社外監査役を2名選任しており、取締役会等に出席して意見を述べるほか、取締役の意思決定について、法令・定款の遵守及び社会性等の見地から管理・監督を受けるとともに、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

監査役と会計監査人は、会計監査人の本社往査時に適宜ミーティングを行い、意見交換や連絡を密にしております。監査役は、会計監査人からの指摘事項の把握に努め、適切かつ円滑な監査が行われるよう社内整備を推進するなどして連携を図っております。また、監査役と内部監査室との連携は、必要不可欠であるという認識のもと、内部監査室の監査については監査役と監査方針の打ち合わせを行い、重点的な監査項目について意見交換や監査結果、改善指導事項及び改善状況について書面、または、口頭で報告を受け連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社では、常勤監査役1名のほか社外監査役を2名選任しており、取締役会等に出席して意見を述べるほか、取締役の意思決定について、法令・定款の遵守及び社会性等の見地から管理・監督を受けるとともに、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

常勤監査役である二之宮さおりは、当社の内部監査室長の経歴を持ち、当社の事業内容に精通しており、幅広い見識を有しております。また、社外監査役である時枝和正氏は、弁護士としての職歴やリーガル知識など、会社が社会に対して公正な役割を果たしているかを監督するという観点から、また、法律の専門家として高い見識を有していることから、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。さらに、社外監査役である大野繁樹は、自ら医療関連の会社を経営しており、長年の会社経営の豊富な実務経験を活かし、経営の客観性及び中立性の観点から、当社の経営について指導、助言、監督にあたっております。

当事業年度において当社は監査役会を合計10回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
二之宮 さおり	10回	10回
大野 繁樹	10回	10回
時枝 和正	10回	10回

監査役会における主な検討事項としては、取締役による競業取引や利益相反取引が生じた場合の妥当性、取締役会や株主総会議事録の閲覧、稟議規程による稟議事項の処理の適正さ、新規事業所の立ち上げや廃止が開設基準や閉鎖基準に基づいているかの検討であります。

また、常勤の監査役の活動として、定時取締役会及び臨時取締役会への出席、監査法人や内部監査室との連携や意見交換、内部監査結果や改善事項の共有、稟議書等の重要書類の閲覧、関係者へのヒアリングを実施しております。

② 内部監査の状況

当社では、内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査室には、社内業務に通じた専任の人員を7名配属し、計画的な内部監査活動を実施することで、法令遵守や業務上の過誤による不測の事態の発生を予防するとともに、業務改善と経営効率の向上を目指しております。また、監査法人や監査役との連携を図るため適宜、関係部署と会合をもち情報を共有しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b 継続監査期間

14年間

c 業務を執行した公認会計士

室井 秀夫
下平 雅和

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者等2名、その他3名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社が監査法人を選定するに当たって、監査法人の沿革と監査実績、当社が属する業界の知見、公認会計士法に基づく処分や会社法上の欠格事由の有無、監査法人の品質管理体制、監査法人の独立性、専門性、監査の実施体制、監査テクノロジー、監査報酬見積額等の適切性を考慮するものとしており、これらを総合的に勘案した結果、効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できること等から、有限責任監査法人トーマツは適任であると判断したものであります。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」及び監査法人が定めたガバナンス・コードを踏まえ、会計監査人とのコミュニケーションを通じて、監査チームの独立性、監査計画の内容、特別な検討を必要とするリスク等及び不正リスクへの対応並びに経営者等とのコミュニケーションの状況等を評価し、監査法人の品質管理体制及び監査の方法並びに監査結果等を勘案の上、行っております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	22	0	22	0
連結子会社	—	—	—	—
計	22	0	22	0

当社における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準等への対応に関する助言・指導であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトグループ）に属する組織に対する報酬（aを除く）
該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から、監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案した上で決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し検討した結果によるものであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社取締役会は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を、次のとおり定めております。

当社の役員の報酬等またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で定められた金額の範囲内においての個人別の取締役の報酬額の決定であります。代表取締役は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、中長期的な事業拡大による成長のため内部留保の充実を念頭に、会社の業績・各役員の職務内容・在任期間等を総合的に検討して、役員の報酬の額を提案し、取締役会にて協議の上決定しております。なお、各役員の報酬等の額は固定報酬のみにより構成されております。

取締役の報酬につきましては、2002年5月28日開催の第21期定時株主総会において、年間300百万円以内と定められております。当連結会計年度の当社の役員の報酬等の額の決定過程における活動内容については2020年6月25日開催の取締役会において、独立社外取締役が出席のもと、代表取締役より経営状況、資金繰り、各役員の担当業務の状況及びこれらの今後の見通し等を勘案して、各役員の報酬の額が提案され、出席取締役は全員異議なく承認、各役員の報酬の額が決定されております。

監査役の報酬につきましては、2004年6月25日開催の第23期定時株主総会において、年間100百万円以内と定められており、監査報酬総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	76	76	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	7	7	—	—	—	1
社外役員	2	2	—	—	—	4

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上となる役員は存在しないため、記載を省略しております。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員は存在しないため、記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式、純投資目的以外の目的である投資株式のいずれも保有していません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、改正に適時に対応できる体制を整備するための人員を配置し、これらの者を監査法人等の行う各種の会計セミナー等に派遣しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	870	825
売掛金	2,563	2,581
その他	209	242
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	3,640	3,647
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 4,794	※2 5,202
車両運搬具（純額）	4	3
工具、器具及び備品（純額）	109	202
土地	※2 2,181	※2 2,179
リース資産（純額）	4,599	4,324
建設仮勘定	95	1,079
有形固定資産合計	※1 11,785	※1 12,992
無形固定資産		
ソフトウェア	42	120
その他	35	7
無形固定資産合計	78	128
投資その他の資産		
繰延税金資産	98	252
長期前払費用	189	200
敷金及び保証金	2,266	2,239
その他	124	103
貸倒引当金	△2	△5
投資その他の資産合計	2,677	2,791
固定資産合計	14,540	15,912
資産合計	18,181	19,559

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	205	224
短期借入金	※2 3,005	※2 4,129
1年内返済予定の長期借入金	※2 737	※2 685
リース債務	187	199
未払金	147	196
未払費用	460	419
未払法人税等	187	163
預り金	80	67
前受収益	271	270
賞与引当金	230	238
その他	54	34
流動負債合計	5,568	6,629
固定負債		
長期借入金	※2 4,223	※2 4,268
リース債務	5,650	5,475
退職給付に係る負債	469	523
資産除去債務	102	152
その他	898	898
固定負債合計	11,345	11,318
負債合計	16,913	17,948
純資産の部		
株主資本		
資本金	432	432
資本剰余金	308	307
利益剰余金	529	871
自己株式	△0	△0
株主資本合計	1,269	1,611
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△1	△2
その他の包括利益累計額合計	△1	△2
非支配株主持分	—	1
純資産合計	1,268	1,610
負債純資産合計	18,181	19,559

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	15,132	15,613
売上原価	13,250	13,540
売上総利益	1,882	2,072
販売費及び一般管理費	※1 1,332	※1 1,263
営業利益	549	809
営業外収益		
受取利息	10	9
受取賃貸料	16	15
助成金収入	—	158
その他	29	20
営業外収益合計	56	204
営業外費用		
支払利息	346	337
その他	3	1
営業外費用合計	349	338
経常利益	257	674
特別利益		
固定資産売却益	※2 124	—
特別利益合計	124	—
特別損失		
減損損失	※3 37	※3 210
特別損失合計	37	210
税金等調整前当期純利益	344	464
法人税、住民税及び事業税	161	210
法人税等調整額	△27	△137
法人税等合計	134	72
当期純利益	209	391
非支配株主に帰属する当期純利益	—	3
親会社株主に帰属する当期純利益	209	387

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	209	391
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	0	△0
その他の包括利益合計	※ 0	※ △0
包括利益	210	390
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	210	387
非支配株主に係る包括利益	—	3

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	432	308	342	△0	1,083
当期変動額					
剰余金の配当			△22		△22
親会社株主に帰属する当期純利益			209		209
連結子会社株式の取得による持分の増減					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	186	－	186
当期末残高	432	308	529	△0	1,269

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△2	△2	－	1,080
当期変動額				
剰余金の配当				△22
親会社株主に帰属する当期純利益				209
連結子会社株式の取得による持分の増減				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0	－	0
当期変動額合計	0	0	－	187
当期末残高	△1	△1	－	1,268

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	432	308	529	△0	1,269
当期変動額					
剰余金の配当			△45		△45
親会社株主に帰属する当期純利益			387		387
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	341	－	341
当期末残高	432	307	871	△0	1,611

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1	△1	－	1,268
当期変動額				
剰余金の配当				△45
親会社株主に帰属する当期純利益				387
連結子会社株式の取得による持分の増減				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0	1	1
当期変動額合計	△0	△0	1	342
当期末残高	△2	△2	1	1,610

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	344	464
減価償却費	641	659
減損損失	37	210
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1	2
賞与引当金の増減額 (△は減少)	19	7
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	45	53
受取利息	△10	△9
支払利息	346	337
助成金収入	—	△158
有形固定資産売却損益 (△は益)	△124	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△230	△17
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2	19
その他	81	3
小計	1,147	1,572
利息の受取額	1	1
利息の支払額	△346	△338
補償金の受取額	4	—
助成金の受取額	—	130
法人税等の支払額	△78	△230
法人税等の還付額	20	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	749	1,137
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△275	△1,940
有形固定資産の売却による収入	206	—
無形固定資産の取得による支出	△46	△73
敷金及び保証金の差入による支出	△1	△54
敷金及び保証金の回収による収入	1	0
預り保証金の返還による支出	△89	△89
預り保証金の受入による収入	110	92
投資活動によるキャッシュ・フロー	△95	△2,064
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,045	3,654
短期借入金の返済による支出	△1,805	△2,530
長期借入れによる収入	350	730
長期借入金の返済による支出	△982	△737
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△2
リース債務の返済による支出	△179	△187
配当金の支払額	△22	△45
財務活動によるキャッシュ・フロー	△594	881
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	58	△45
現金及び現金同等物の期首残高	811	870
現金及び現金同等物の期末残高	※1 870	※1 825

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
株式会社パイン
味屋フーズ株式会社
- (2) 非連結子会社の名称等
非連結子会社
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物 …………… 4～41年

工具、器具及び備品 …… 2～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の翌連結会計年度に全額費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上した有形固定資産及び無形固定資産は以下のとおりです。

		連結貸借対照表計上額 (百万円)
有形固定資産	建物及び構築物（純額）	5,202
	車両運搬具（純額）	3
	工具、器具及び備品（純額）	202
	土地	2,179
	リース資産（純額）	4,324
	建設仮勘定	1,079
無形固定資産	ソフトウェア	120

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当連結会計年度において、連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）※3 減損損失」に記載しているとおり、原則として、事業所を単位としてグルーピングを行っております。当該資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額として、帳簿価額との差額について減損損失210百万円を計上しております。

②当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識に当たり使用する割引前将来キャッシュ・フローの算定に当たっては、利用者数や従業員数の増減などに仮定をおいて見積りを行っております。当該見積りには、介護保険制度に関連した外部環境等に関する情報や、当社グループ内部の情報（過去の計画達成状況など）を用いており、資産グループの現在の使用状況や合理的な事業計画等を考慮しております。また、当連結会計年度末の見積りに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を加味して見積りを行っております。具体的には、内閣官房から発出されている同感染症に関する情報や政府・自治体の取り組みなどを参考にし、利用者数の減少が認められるデイサービス事業について、2021年4月以降、徐々に回復するものの、新型コロナウイルス感染症の収束により利用者数が感染拡大前の水準まで回復するには、翌連結会計年度末までの期間を要するものと仮定して見積りを行っております。ただし、これらの見積りには不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の状況が変化した場合には損失額が増減する可能性があります。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	5,716百万円	6,298百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	4,469百万円	4,250百万円
土地	2,049	2,046
計	6,519	6,297

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	1,953百万円	2,761百万円
1年内返済予定の長期借入金	708	611
長期借入金	4,085	3,473
計	6,747	6,846

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	103百万円	104百万円
給料及び手当	387	375
賞与引当金繰入額	21	21
退職給付費用	4	5
租税公課	330	216
減価償却費	15	24

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
土地	81百万円	－百万円
建物	43	－
計	124	－

※3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

用途	場所	種類	金額 (百万円)
事業用資産	九州地区 (1施設)	建物及び構築物、土地等	37

当社グループは、内部管理上、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として資産のグルーピングを行っており、原則として、事業所を単位としてグルーピングを行っております。

回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失 (37百万円) として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物22百万円、土地14百万円、工具、器具及び備品0百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.5%で割引いて算定しております。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

用途	場所	種類	金額 (百万円)
事業用資産	関東地区 (3施設)	建物及び構築物、土地等	102
事業用資産	甲信・東海地区 (1施設)	建物及び構築物等	2
事業用資産	中国・四国地区 (1施設)	リース資産等	51
事業用資産	九州地区 (2施設)	建物及び構築物等	53

当社グループは、内部管理上、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として資産のグルーピングを行っており、原則として、事業所を単位としてグルーピングを行っております。

回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（210百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物117百万円、土地2百万円、工具、器具及び備品6百万円、リース資産（賃貸借処理含む）83百万円、ソフトウェア2百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを5.1%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△2百万円	△3百万円
組替調整額	3	2
税効果調整前	0	△0
税効果額	△0	0
退職給付に係る調整額	0	△0
その他の包括利益合計	0	△0

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,476,000	—	—	11,476,000
合計	11,476,000	—	—	11,476,000
自己株式				
普通株式	137	—	—	137
合計	137	—	—	137

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	22	2	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	45	利益剰余金	4	2020年3月31日	2020年6月26日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,476,000	—	—	11,476,000
合計	11,476,000	—	—	11,476,000
自己株式				
普通株式	137	—	—	137
合計	137	—	—	137

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	45	4	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	68	利益剰余金	6	2021年3月31日	2021年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	870百万円	825百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	870	825

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として施設サービス事業における事業所建物（建物及び構築物）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	3,955	2,294	—	1,661
合計	3,955	2,294	—	1,661

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	3,955	2,461	32	1,462
合計	3,955	2,461	32	1,462

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の残高

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	178	189
1年超	2,239	2,050
合計	2,418	2,239
リース資産減損勘定の残高	—	32

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払リース料	329	329
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	166	166
支払利息相当額	161	151
減損損失	—	32

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	502	513
1年超	5,789	6,195
合計	6,292	6,708

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業に係る運転資金につきましては銀行借入により調達しており、新規施設の開設等に係る設備投資資金につきましては銀行借入及びリース債務により調達しております。資金運用につきましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブの利用もなく、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

敷金及び保証金は、契約締結時に貸貸人等に対して差し入れたものであり、差入先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務は、主に短期的な運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後27年であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理については、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	870	870	—
(2) 売掛金	2,563	2,563	—
(3) 敷金及び保証金	2,266	2,309	42
資産計	5,700	5,743	42
(1) 買掛金	205	205	—
(2) 短期借入金	3,005	3,005	—
(3) 未払金	147	147	—
(4) 未払法人税等	187	187	—
(5) 預り金	80	80	—
(6) 長期借入金 (※1)	4,960	4,960	—
(7) リース債務 (※2)	5,838	6,464	626
負債計	14,424	15,051	626

(※1) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	825	825	—
(2) 売掛金	2,581	2,581	—
(3) 敷金及び保証金	2,239	2,268	29
資産計	5,646	5,675	29
(1) 買掛金	224	224	—
(2) 短期借入金	4,129	4,129	—
(3) 未払金	196	196	—
(4) 未払法人税等	163	163	—
(5) 預り金	67	67	—
(6) 長期借入金 (※1)	4,953	4,953	—
(7) リース債務 (※2)	5,674	6,184	509
負債計	15,410	15,920	509

(※1) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、契約期間による償還予定に基づく将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もられた割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	870	—	—	—
売掛金	2,563	—	—	—
敷金及び保証金	283	872	346	764
合計	3,717	872	346	764

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	825	—	—	—
売掛金	2,581	—	—	—
敷金及び保証金	287	895	326	730
合計	3,693	895	326	730

3. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,005	—	—	—	—	—
長期借入金	737	611	547	441	460	2,162
リース債務	187	195	196	196	203	4,858
合計	3,929	807	744	637	663	7,021

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,129	—	—	—	—	—
長期借入金	685	624	518	536	506	2,082
リース債務	199	200	199	206	213	4,656
合計	5,013	824	717	742	719	6,739

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく退職一時金制度を制定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	425百万円	469百万円
勤務費用	71	76
利息費用	1	1
数理計算上の差異の発生額	2	3
退職給付の支払額	△31	△27
退職給付債務の期末残高	469	523

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	469百万円	523百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	469	523
退職給付に係る負債	469	523
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	469	523

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	71百万円	76百万円
利息費用	1	1
数理計算上の差異の費用処理額	3	2
確定給付制度に係る退職給付費用	76	80

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	0百万円	△0百万円

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	2百万円	3百万円

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（割引率については加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.36%	0.36%
予想昇給率	1.01~1.41%	1.01~1.38%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	70百万円	73百万円
退職給付に係る負債	142	159
減損損失	11	74
税務上の繰越欠損金(注)2	25	5
その他	85	86
繰延税金資産小計	335	399
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△25	△5
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△188	△119
評価性引当額小計(注)1	△214	△124
繰延税金資産合計	121	274
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△22	△38
繰延税金負債合計	△22	△38
繰延税金資産の純額	98	236

(注) 1. 評価性引当額が89百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社において退職給付に係る負債に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	25	25百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△25	△25百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※2)	—	—	—	—	—	5	5百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△5	△5百万円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.4
住民税均等割	4.6	3.5
評価性引当額の増減	3.3	△19.3
その他	0.0	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.1	15.7

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、その総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産につきましては、その総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部が、取り扱うサービスについての包括的な戦略を企画・立案し、事業活動を展開しております。従いまして、当社は、事業本部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「デイサービス事業」、「施設サービス事業」及び「在宅サービス事業」の3つを報告セグメントとしております。

① デイサービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者に対し、デイサービスセンターにおいて日常生活の介護、機能訓練等を行う事業であります。

② 施設サービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者が、施設において日常生活等の介護・相談・助言及び、機能訓練等のサービスを利用する「介護付有料老人ホーム」の事業及び、認知症の状態にある方についての「グループホーム」の事業を、主に運営しております。

③ 在宅サービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者などに対し、医師の指示書のもとに在宅でリハビリ・療養・介護のサービスを行う「訪問リハビリテーション」「訪問看護」「訪問介護（ホームヘルパー）」の事業と、介護サービスの選択・マネジメントを行う「ケアプラン作成」の事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デイサービス 事業	施設サービス 事業	在宅サービス 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,630	10,517	913	15,062	70	15,132
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	682	682
計	3,630	10,517	913	15,062	753	15,815
セグメント利益又は セグメント損失(△)	387	1,339	△68	1,659	86	1,745
セグメント資産	2,929	13,479	164	16,573	37	16,611
その他の項目						
減価償却費	96	521	3	622	4	626
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	124	136	6	267	4	271

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、福祉用具事業、障害支援事業及び給食事業であります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デイサービス 事業	施設サービス 事業	在宅サービス 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,601	10,931	979	15,512	101	15,613
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	949	949
計	3,601	10,931	979	15,512	1,051	16,563
セグメント利益又は セグメント損失(△)	337	1,521	△69	1,789	139	1,929
セグメント資産	2,754	14,764	216	17,734	55	17,790
その他の項目						
減価償却費	93	517	10	622	12	634
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	77	1,861	31	1,971	25	1,997

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、福祉用具事業、障害支援事業及び給食事業であります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	15,062	15,512
「その他」の区分の売上高	70	101
連結財務諸表の売上高	15,132	15,613

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,659	1,789
「その他」の区分の利益	86	139
セグメント間取引消去	△0	△0
全社費用(注)	△1,194	△1,118
連結財務諸表の営業利益	549	809

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	16,573	17,734
「その他」の区分の資産	37	55
全社資産(注)	1,569	1,769
連結財務諸表の資産合計	18,181	19,559

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社現金及び預金であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費(注1)	622	622	4	12	15	24	641	659
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注2)	267	1,971	4	25	51	98	322	2,095

(注) 1. 減価償却費の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社有形固定資産の減価償却費であります。
2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社の設備投資額及び報告セグメントに配分前の建設仮勘定であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は、セグメント情報に同様の情報が記載されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客はすべて一般の個人利用者であり特定の主要な顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は、セグメント情報に同様の情報が記載されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客はすべて一般の個人利用者であり特定の主要な顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	デイサービス事業	施設サービス事業	在宅サービス事業	その他	合計
減損損失	37	—	—	—	37

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	デイサービス事業	施設サービス事業	在宅サービス事業	その他	合計
減損損失	169	41	—	—	210

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	中村佳奈	-	-	社会福祉法人あきの会の理事長	なし	固定資産の譲渡	固定資産の譲渡 売却代金 売却益	205 123	-	-

- (注) 1. 当社取締役中村儀成の近親者である中村佳奈氏が第三者（社会福祉法人あきの会）の代表者として行った取引であります。
2. 取引金額は、独立する第三者の評価を参考にし、両者協議の上決定しております。なお、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産	110円50銭	140円23銭
1株当たり当期純利益	18円28銭	33円77銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	209	387
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	209	387
期中平均株式数 (千株)	11,475	11,475

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,005	4,129	0.234	—
1年以内に返済予定の長期借入金	737	685	0.230	—
1年以内に返済予定のリース債務	187	199	4.728	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	4,223	4,268	0.227	2022年4月 ～2036年4月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	5,650	5,475	5.579	2022年4月 ～2049年2月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	13,803	14,757	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	624	518	536	506
リース債務	200	199	206	213

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結 会計年度
売上高 (百万円)	3,809	7,771	11,742	15,613
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	172	411	549	464
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	123	284	371	387
1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	10.73	24.78	32.40	33.77

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	10.73	14.04	7.62	1.38

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	712	520
売掛金	2,388	2,388
その他	188	202
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	3,286	3,109
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 4,321	※1 4,087
構築物	97	85
車両運搬具	4	3
工具、器具及び備品	94	159
土地	※1 1,952	※1 1,950
リース資産	3,895	3,629
建設仮勘定	—	10
有形固定資産合計	10,366	9,925
無形固定資産		
ソフトウェア	40	113
その他	35	6
無形固定資産合計	76	120
投資その他の資産		
関係会社株式	124	126
繰延税金資産	91	250
長期前払費用	189	193
敷金及び保証金	2,025	1,937
その他	179	125
貸倒引当金	△2	△5
投資その他の資産合計	2,608	2,628
固定資産合計	13,050	12,673
資産合計	16,337	15,783

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	224	246
短期借入金	※1 2,660	※1 2,680
1年内返済予定の長期借入金	※1 676	※1 579
リース債務	168	176
未払金	104	130
未払費用	406	359
未払法人税等	186	155
預り金	67	56
前受収益	233	222
賞与引当金	215	219
その他	29	25
流動負債合計	4,973	4,852
固定負債		
長期借入金	※1 3,861	※1 3,282
リース債務	4,955	4,778
退職給付引当金	445	495
資産除去債務	102	104
その他	708	675
固定負債合計	10,073	9,335
負債合計	15,046	14,187
純資産の部		
株主資本		
資本金	432	432
資本剰余金		
資本準備金	308	308
資本剰余金合計	308	308
利益剰余金		
利益準備金	1	1
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	549	854
利益剰余金合計	550	855
自己株式	△0	△0
株主資本合計	1,290	1,595
純資産合計	1,290	1,595
負債純資産合計	16,337	15,783

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	14,204	14,408
売上原価	12,414	12,560
売上総利益	1,789	1,847
販売費及び一般管理費	※1 1,220	※1 1,133
営業利益	569	714
営業外収益		
受取利息	10	9
受取手数料	※2 6	※2 6
受取賃貸料	10	9
助成金収入	—	144
その他	28	18
営業外収益合計	55	188
営業外費用		
支払利息	305	295
その他	2	1
営業外費用合計	308	296
経常利益	316	605
特別利益		
固定資産売却益	124	—
特別利益合計	124	—
特別損失		
減損損失	37	210
特別損失合計	37	210
税引前当期純利益	403	394
法人税、住民税及び事業税	160	202
法人税等調整額	△22	△158
法人税等合計	137	44
当期純利益	265	350

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
I 人件費	※1		7,083	57.1		7,162	57.0
II 経費	※2		5,330	42.9		5,398	43.0
売上原価			12,414	100.0		12,560	100.0

(注) ※1 人件費には次のものが含まれております。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
賞与引当金繰入額 (百万円)	196	198

※2 経費のうち主なものは、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
賃借料 (百万円)	852	853
給食委託費 (百万円)	1,350	1,381
減価償却費 (百万円)	554	553

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	432	308	308	1	306	307	△0	1,048	1,048
当期変動額									
剰余金の配当					△22	△22		△22	△22
当期純利益					265	265		265	265
当期変動額合計	－	－	－	－	242	242	－	242	242
当期末残高	432	308	308	1	549	550	△0	1,290	1,290

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	432	308	308	1	549	550	△0	1,290	1,290
当期変動額									
剰余金の配当					△45	△45		△45	△45
当期純利益					350	350		350	350
当期変動額合計	－	－	－	－	304	304	－	304	304
当期末残高	432	308	308	1	854	855	△0	1,595	1,595

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 …………… 4～41年

工具、器具及び備品 …… 2～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の翌事業年度に全額費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度末の貸借対照表に計上した有形固定資産及び無形固定資産は以下のとおりです。

		貸借対照表計上額 (百万円)
有形固定資産	建物	4,087
	構築物	85
	車両運搬具	3
	工具、器具及び備品	159
	土地	1,950
	リース資産	3,629
	建設仮勘定	10
無形固定資産	ソフトウェア	113

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	4,117百万円	3,925百万円
土地	1,819	1,817
計	5,937	5,743

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	1,608百万円	1,972百万円
1年内返済予定の長期借入金	648	550
長期借入金	3,723	3,172
計	5,980	5,696

2 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式会社パイン(借入債務)	440百万円	株式会社パイン(借入債務) 2,234百万円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	321百万円	319百万円
賞与引当金繰入額	19	20
退職給付費用	6	6
租税公課	327	207
減価償却費	15	23
おおよその割合		
販売費	0.7%	1.0%
一般管理費	99.3%	99.0%

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
関係会社からの受取手数料	6百万円	6百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式で時価のあるものはありません。

なお、関連会社株式は保有しておりません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	124	126

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	65百万円	66百万円
退職給付引当金	135	150
減損損失	11	74
その他	83	68
繰延税金資産小計	295	360
評価性引当額	△181	△88
繰延税金資産合計	114	272
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△22	△21
繰延税金負債合計	△22	△21
繰延税金資産の純額	91	250

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.5
住民税均等割	3.5	3.6
評価性引当額の増減	△1.1	△23.6
その他	0.7	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.2	11.2

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定 資産	建物	4,321	130	115 (115)	249	4,087	2,868
	構築物	97	1	1 (1)	12	85	172
	車両運搬具	4	2	—	3	3	5
	工具、器具及び備品	94	148	6 (6)	76	159	902
	土地	1,952	—	2 (2)	—	1,950	—
	リース資産	3,895	—	50 (50)	215	3,629	1,846
	建設仮勘定	—	10	—	—	10	—
	計	10,366	292	176 (176)	557	9,925	5,794
無形 固定 資産	ソフトウェア	40	94	2 (2)	19	113	—
	その他	35	0	28	0	6	—
	計	76	94	31 (2)	20	120	—

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。また、当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物

管理部門本社の改築によるもの

1施設

49百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5	8	5	7
賞与引当金	215	219	215	219

(注) 貸倒引当金の「当期減少額」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び回収によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第39期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月25日福岡財務支局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月25日福岡財務支局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第40期第1四半期 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月13日福岡財務支局長に提出。

第40期第2四半期 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月12日福岡財務支局長に提出。

第40期第3四半期 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日福岡財務支局長に提出。

(4) 臨時報告書

2020年7月1日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

株 式 会 社 シ ダ ー

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室 井 秀 夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 平 雅 和

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シダールの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シダール及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2021年3月31日現在、連結貸借対照表に有形固定資産12,992百万円（総資産の66%）を計上している。</p> <p>固定資産の減損の検討に当たっては、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、原則として、事業所を単位としてグルーピングを実施のうえ、減損の兆候がある事業所については、減損損失を認識するかどうかの判定を行っており、減損損失の認識に当たっては、対象の事業所から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行っている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、売上高の基礎となる事業所の利用者数及び人件費の基礎となる事業所の従業員数である。当該仮定の見積りに当たっては、施設利用者数の増減及びこれに伴う人員基準充足のための従業員数の増減を予想することに加えて、介護保険制度や介護報酬の改定に伴う業績への影響などの見積りが必要であり、経営者による主観性が高い見積りが実施されている。</p> <p>このため、当監査法人は、将来キャッシュ・フローの見積りが必要とされる固定資産の減損損失の認識について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●減損損失の認識の要否に関連する内部統制が、有効に整備されているかどうかについて検討した。 ●将来キャッシュ・フローの基礎となる各事業所の事業計画について、取締役会において承認されていることを確かめるため、取締役会の議事録を閲覧した。 ●減損の兆候がある事業所について、前連結会計年度において使用した事業計画と当連結会計年度の実績を比較することにより、将来キャッシュ・フローの見積りに関連する経営者の仮定及び判断を適時的に検討した。また、適時的な検討により考慮すべき項目が識別された場合には、当連結会計年度において使用する将来キャッシュ・フローの見積りに当たり、適切に反映されているかの検討を実施した。 ●将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省などの公的機関による公表データを閲覧し、介護保険制度に関連した外部環境を理解するとともに、経営者や対象事業所の責任者に質問し、見積りの前提を検討した。 ・対象事業所の事業計画に係る業績予測、その前提となる利用者数や従業員数などの増減に対して、類似する事業所に係る過年度の業績推移、その前提となる利用者数や従業員数などを比較することで、利用者数や従業員数の増減などの仮定について検討した。 ・対象事業所周辺の人口動態や高齢者比率などの地域特性に関して、利用可能な外部データと整合しているかどうかを検討した。 ・介護保険制度や介護報酬の改定に伴う業績への影響、その他の計画の合理性については、過去の介護報酬の改定状況に基づく業績の推移などを分析した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シダールの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社シダールが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

株 式 会 社 シ ダ ー

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

室 井 秀 夫

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

下 平 雅 和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シダーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シダーの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の減損損失の認識）と実質的に同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2021年6月24日
【会社名】	株式会社シダー
【英訳名】	CEDAR. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 座小田 孝安
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区大島1丁目7番19号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長座小田孝安は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び売掛金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。